

令和5年度 第2回

茅ヶ崎市都市計画審議会

議題（6）茅ヶ崎都市計画河川の変更について（報告）

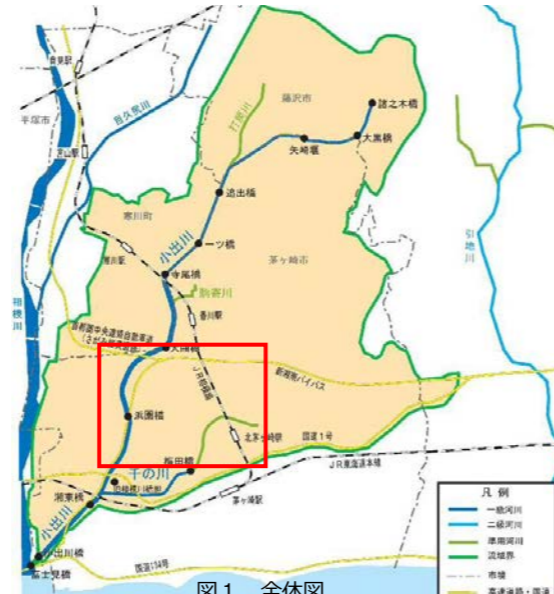
令和5年11月14日

茅ヶ崎都市計画河川の変更について(第2号千の川)(報告)

1. 千の川について

(概要)

- 千の川は、茅ヶ崎市下町屋付近(富士見橋付近から約1.2km)で小出川に合流する相模川の二次支川であり、県管理の一級河川区間は小出川合流点から梅田橋まで、延長は約1.7km。梅田橋から上流約1.7kmは、茅ヶ崎市管理の準用河川千の川となっています。一級河川区間を含む千の川の流域面積は約7.7km²です。
- 一級河川区間における千の川の河川改修工事は昭和43年から本格的に着手し、一級河川区域においては護岸整備が完了しています。
- 本市では、準用河川区間の整備を進めており、昭和53年から改修工事に着手し、現在、約1.7kmのうち、約1.2kmの護岸整備が完了しています。
- 未整備区間となっているのは、飯島橋から新千の川橋の区間であり、令和6年度に用地取得を行い、改修工事を進めていく予定です。



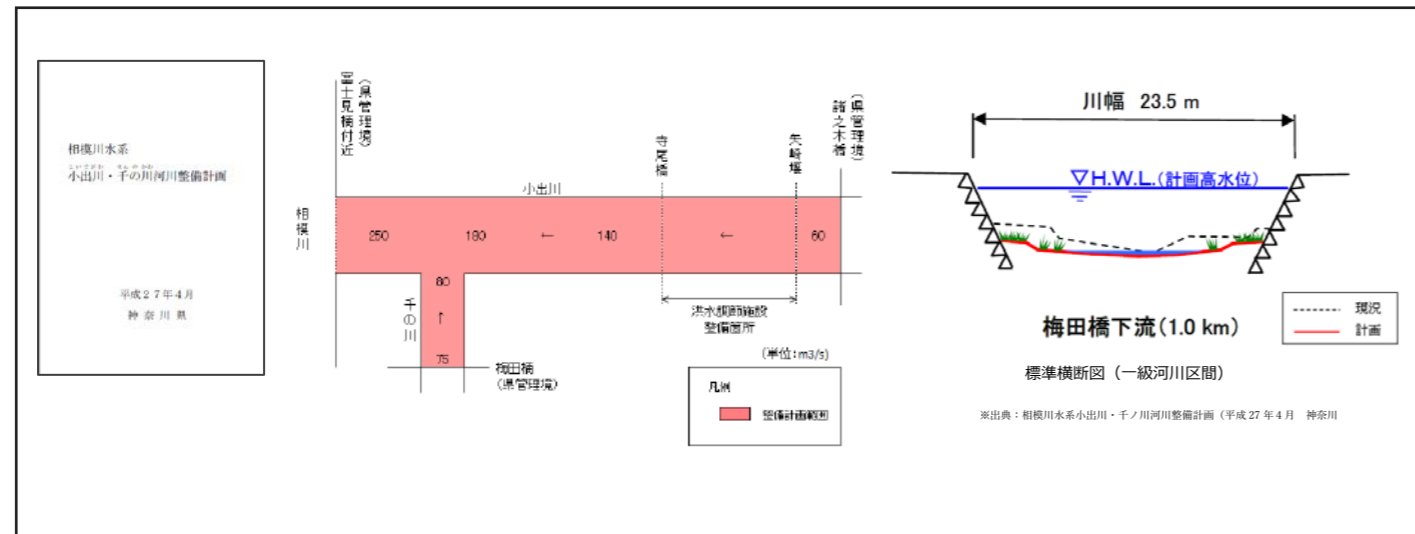
※出典：相模川水系小出川・千の川河川整備計画(平成27年4月 神奈川県)

2. 千の川整備実施計画について

(河川整備計画)

【相模川水系小出川・千の川河川整備計画(平成27年4月 神奈川県)】

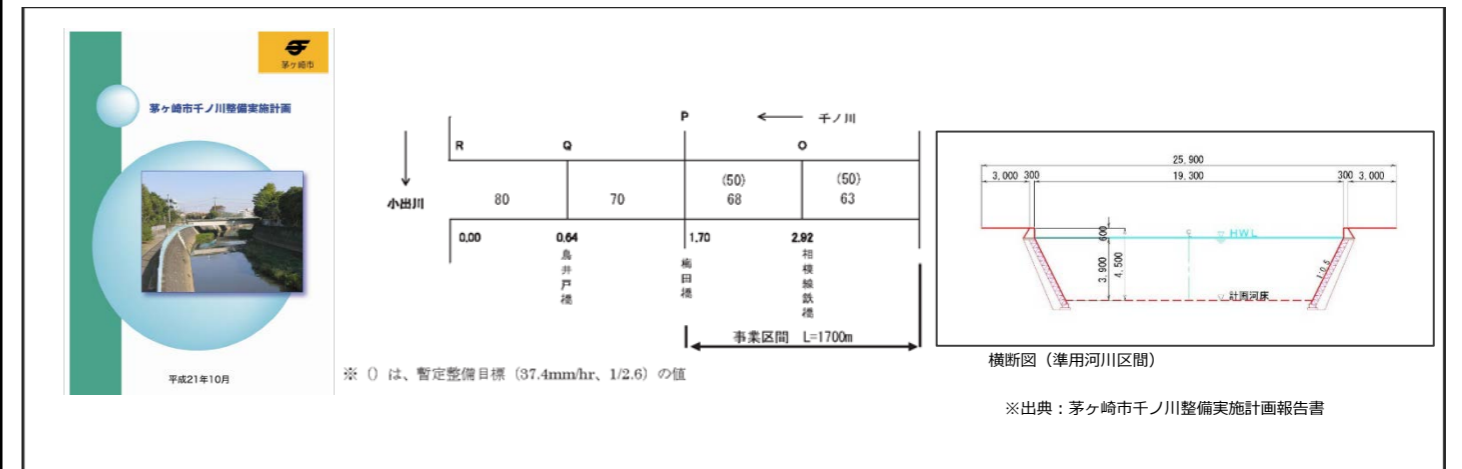
- ・計画対象区間：一級河川区間
- ・計画期間：概ね30年
- ・目標対象降雨：年超過確率1/6.3(時間雨量50mm)



※出典：相模川水系小出川・千の川河川整備計画(平成27年4月 神奈川県)

【茅ヶ崎市千の川整備実施計画(平成21年10月 茅ヶ崎市)】

- ・計画対象区間：準用河川区間
- ・計画期間：令和13年度
- ・目標対象降雨：年超過確率1/6.3(時間雨量50mm)



※〇は、暫定整備目標(37.4mm/hr、1/2.6)の値

※出典：茅ヶ崎市千の川整備実施計画報告書

3. 都市計画変更原案の内容について

(変更内容)

都市計画変更新旧対照表

新	名称	位置	区域	構造	摘要			
旧	番号	河川名	起点	終点	幅員	延長		
旧	2	千の川	左岸： 茅ヶ崎市茅ヶ崎字梅田 3149-1 右岸： 茅ヶ崎市矢畑 903-1	左岸： 茅ヶ崎市茅ヶ崎字鶴田 227-1 右岸： 茅ヶ崎市茅ヶ崎字鶴田 280	33.5m	約1,700m	単断面 築堤式	普通 河川
新	3	千の川	左岸： 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目 右岸： 茅ヶ崎市茅ヶ崎	左岸： 茅ヶ崎市本村五丁目 右岸： 茅ヶ崎市高田四丁目	25.9m ～ 33.5m	約1,680m	単断面 掘込式	—

※都市計画決定された名称の河川名はひらがなの「の」となっています。

(変更区間)

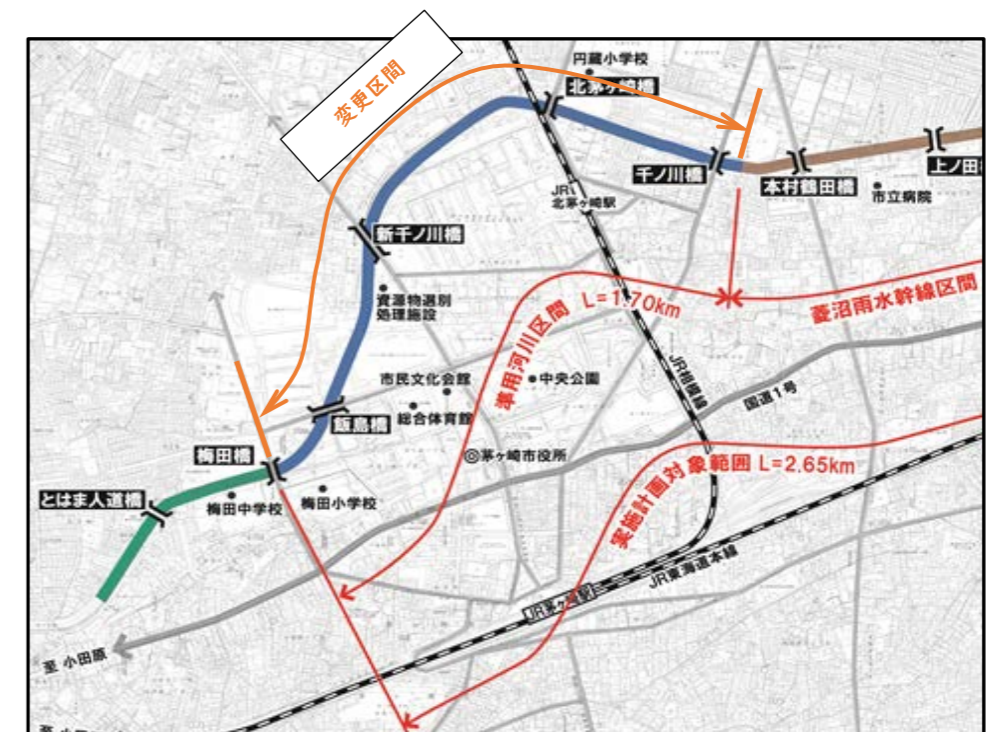


図2 準用河川区間全体図

※出典：茅ヶ崎市千の川整備実施計画(平成21年10月)

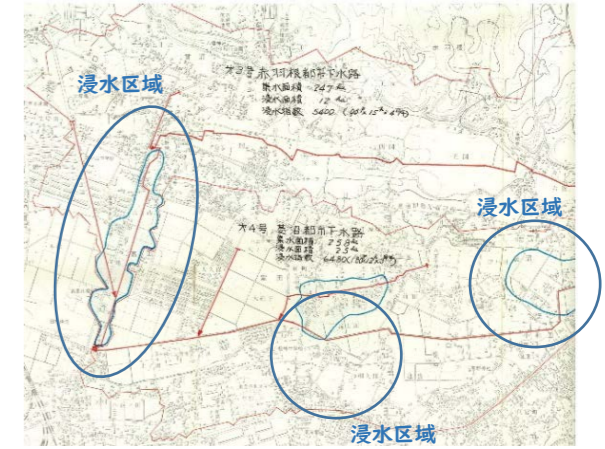
(主な変更点)

①幅員の変更について

- 昭和40年代頃から河川流域内における都市化が進み、農地の遊水機能が低下したことなどにより、河川の流量が増加しました。しかし河川の断面が狭小であることから湛水が頻発したため、河川改修が望まれていました。市は河川改修事業に着手するにあたり、第2号千の川を都市計画決定し、それ以降河川法に基づき順次改修事業を進め、平成21年に下流側の護岸整備が概ね完了したことに伴い、「茅ヶ崎市千ノ川整備実施計画」を策定し、整備を進めてきました。このたび、詳細設計により護岸形状及び線形が決定したことに伴い、河川区域が全区間にわたり明確になったことから、都市計画河川区域内における制限残存箇所の解消及び未整備区間の整備に向けた都市計画変更を行おうとするものです。
- 平成21年に準用河川千ノ川整備計画の作成時に、一級河川千の川の河川整備計画における降雨強度や流出係数等の変更に合わせて、河川断面の検討を行った結果、標準幅員を25.9mとするものです。
- 必要な幅員としては、25.9mですが、下流側1級河川区間への擦り付け部分があるため、都市計画変更する幅員は「25.9m～33.5m」という表記に変更するものです。

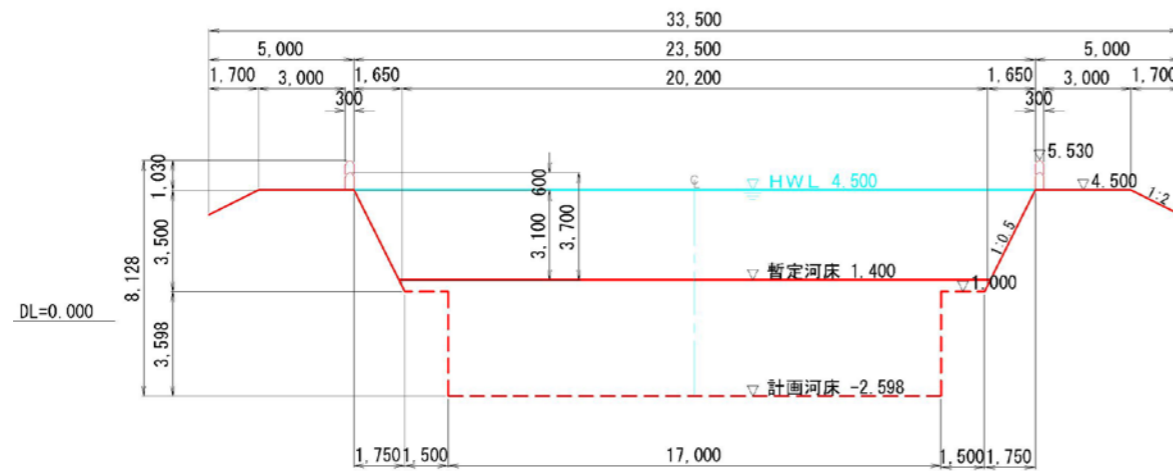
② 延長の変更について

- 昭和50年頃より右図の地域で農地から宅地への土地利用転換が急速に進み、遊水池が減少したことに伴い雨水の流出量が増加し、浸水被害が頻発するようになったため、浸水被害防除を目的として、市は、公共下水道の整備に着手しました。
公共下水道として赤羽根雨水幹線及び菱沼雨水幹線の整備が完了したことにより、両下水道の流末と重複する部分の河川の整備は行われなため、終点の位置を20mずらし延長を1,680mに変更するものです。

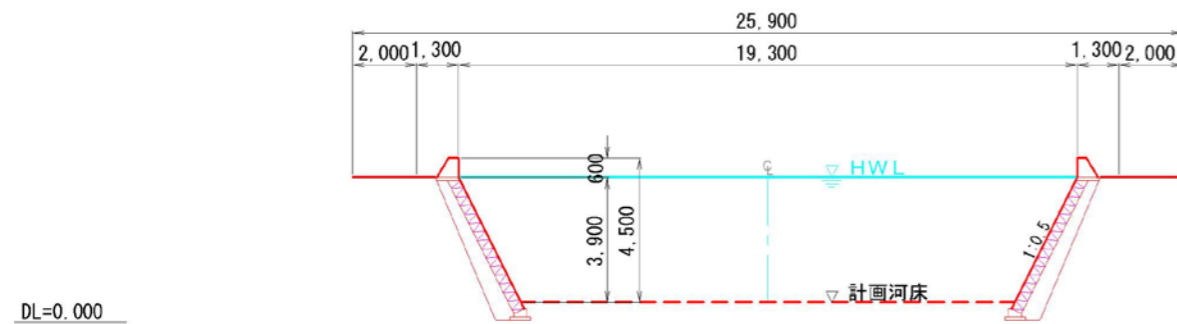


◆横断面図◆

【変更前(S48都市計画決定)】



【変更後(H21実施計画)】



4. 手続きのスケジュールについて

次の流れで都市計画の変更手続きが行われます。

原案説明会 (市民向け)	10月4日 (水)、7日 (土)
↓	
茅ヶ崎市都市計画審議会 報告	11月14日 (火)
↓	
神奈川県法定協議	11月上旬～12月上旬
↓	
法定縦覧	1月上旬～中旬
↓	
茅ヶ崎市都市計画審議会 付議	2月上旬
↓	
告示	3月中旬